

国空航第2141号  
国空機第837号  
国空用第474号  
平成30年10月24日

一般財団法人日本航空協会 会長 殿

国土交通省航空局安全部運航安全課長

航空機安全課長

交通管制部運用課長

### 小型航空機の運航の安全確保について

運輸安全委員会が富山県立山連峰における小型飛行機墜落事故の航空事故調査報告書を公表し勧告を行ったことを受け、本年8月30日付で貴団体等に対し、当該勧告内容の周知徹底等に関する依頼文書（国空航第837号）及び航空機用救命無線機（E L T）の適正な取付・運用方法等に関する通知文書（国空航第838号・国空機第580号・国空用第353号）を発出したところですが、本年10月3日に開催された第五回小型航空機等に係る安全推進委員会において、小型航空機の操縦士等に対する確実な周知徹底及び理解促進を図るため、勧告内容を踏まえたリーフレットを作成・配布し、特定操縦技能審査の機会をとらえ理解を確認することとなりました。

これを受け、今般、公益社団法人日本航空機操縦士協会及びN P O 法人A O P A - J A P A Nの協力を得て、航空機への着氷、シートベルト及びショルダーハーネス着用の励行並びにE L Tの適切な運用と措置に関するリーフレット（別添1）を新たに作成するとともに、特定操縦技能審査の機会に当該リーフレットの内容を重点的に審査することとしましたので、貴団体等におかれましては、以下についてご対応願います。

（1）傘下会員及び関係団体等にリーフレットの内容を確実に周知徹底とともに、安全講習会、研修などあらゆる機会を通じて、小型航空機の操縦士及び

整備士に対し広く当該リーフレットを配布し同内容の理解促進を図ること（当該リーフレットは、航空局ホームページ

[\(https://safety.cab.mlit.go.jp/safety/15\\_bf\\_000162/\)](https://safety.cab.mlit.go.jp/safety/15_bf_000162/) より入手可能）

(2) 本件については別途、操縦技能審査員あて別添2のとおり通知しており、また、今後、特定操縦技能関連規程の改正を予定していますが、それまでの間ににおいても特定操縦技能審査の機会に確実に実施されるよう、傘下の操縦技能審査員に対してリーフレット及び当該内容を周知徹底すること